

第5号様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	清須市子ども・子育て審議会
開 催 日 時	令和6年3月15日（金）午前10時00分から
開 催 場 所	清須市役所 北館2階 第1・第2会議室
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) （仮称）『清須子ども・はぐくみ宣言』について・・・資料1</p> <p>(2) 市の機構改革について・・・資料2</p> <p>(3) 病児保育事業について・・・資料3</p> <p>(4) 第3期清須市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果について・・・資料4・別冊</p> <p>(5) 認定こども園の定員について・・・資料5</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
会 議 資 料	<p>会議次第</p> <p>資料1 （仮称）『清須子ども・はぐくみ宣言』について</p> <p>資料2 市の機構改革について</p> <p>資料3 病児保育事業について</p> <p>資料4 第3期清須市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果について</p> <p>別冊 清須市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（概要版）</p> <p>資料5 認定こども園の定員について</p> <p>資料6 令和6年度児童福祉関係事業の変更・新規について</p>
公開・非公開の別(非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	0名
出 席 委 員	時田委員、林委員、太田（良）委員、堀田委員、古賀委員、五嶋委員、太田（早）委員、谷委員、中田委員、太田（光）委員、小原委員
欠 席 委 員	武島委員、小宮委員、祖父江委員、一期崎委員、丸井委員、小川委員、原田委員、海川委員
出 席 者（市）	瀬尾学校教育課長、古川健康推進課長
事 務 局	加藤部長、吉野次長兼子育て支援課長、高山課長補佐、幸村課長補佐兼係長、加藤係長、片岡主査
会議録署名委員	林委員、太田良治委員

## 1. 開会

### ● 事務局

皆さんこんにちは。

本日はお忙しいところ会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度第3回清須市子ども・子育て審議会」を開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、子育て支援課の吉野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず始めに本日の会議資料のご確認をお願いします。

1 枚目に本日の次第

2 枚目に資料1 (仮称) 清須こども・はぐくみ宣言について

3 枚目に資料2 市の機構改革について

4 枚目に資料3 病児保育事業について

5 枚目に資料4 第3期清須市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果について。

6 枚目に資料5 認定こども園の定員について

7 枚目に資料6 令和6年度児童福祉関係事業の変更・新規について

最後に別冊として 清須市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

資料は以上ですが、よろしいでしょうか。もし不足している資料がありましたら手をあげていただいで、お申し出ください。

次に、本日の出席についてです。

本日は、武島委員、祖父江委員、一期崎委員、丸井委員、小川委員、原田議員、海川委員、小宮委員8名の方が、所用のため欠席されておりますが、委員の過半数以上の方のご出席をいただいておりますので、この会議は成立していることをご報告いたします。

なお、委員の皆様方にあらかじめご承知していただく事項といたしまして、本市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めており、個人情報など特に非公開の扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。

従いまして、本会議及び会議録は公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は傍聴者の方はお見えになりません。

それでは次第に沿って進行させていただきます。

## 2. あいさつ

### ● 事務局

それでは次第2の挨拶になります。健康福祉部長加藤久喜よりご挨拶申し上げます。

### ○ 加藤健康福祉部長あいさつ

おはようございます。健康福祉部加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、年度末のお忙しい中、子ども・子育て審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

会議は、今回で第3回目であります。

令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画のために、アンケート調査を皆様のご意見いただきながらアンケートをさせていただきました。

そのアンケート結果を途中ではありますがご報告をさせていただきたいと思っており、議題に挙げさせていただいております。

高齢化社会で、こどもが減少しております。名古屋市のベッドタウンでもあり、出生率が高い数値ではありますが、本市でもコロナの影響等をうけ、こどもの数が大きく減少をいたしました。

他市町も同じような形で減少しておりますので、子育てに関して進めていくということはどこの市町でも、喫緊の問題であり、一番の課題であると思います。

本市についても、皆さん方のご意見いただきながら、しっかりと取り組んで参りたいと思っております。

本市の施策としまして、議題にも挙げさせていただいておりますけど、『こども・はぐくみ宣言』させていただき、子育てしやすいまちづくりを引き続き、一番の目標とさせていただいて進めて参りたいと思っております。

そのなかで、アンケート調査のご意見を反映させていただきながら、令和6年度1年間かけて事業計画を策定させていただきますので、また、委員の皆様にもいろんなご意見をいただきながら、しっかりと子育て施策を進めて参りたいと思っておりますので、皆さん忌憚のないご意見の方をいただきたいと思っております。

本日は、短い時間ではありますが活発なご意見の方、よろしく願いいたします。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

### 3. 議事

#### ● 事務局

それでは、これより議事の方に入らせていただきます。

会議の進行につきましては、規定により会長が務めることとなっておりますので、時田会長よろしく願いいたします。

#### ○ 時田会長

時田です。よろしく願いいたします。

それでは、規定に基づきまして会議の進行を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに本日の会議の会議録署名委員をお願いしたいと思います。

署名委員につきましては、林委員さんと太田良治委員をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは初めに次第3議事について事務局より説明をお願いします。

なお、議題1から5までを一括して説明を行ってから、質疑応答に入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ここからは事務局の方をお願いをいたします。

## ● 事務局

おはようございます。子育て支援課高山です。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、会長からもありましたように議事について一括で、ご説明をさせていただきます。

議事1 『(仮称)清須子ども・はぐくみ宣言』について、資料1をご覧ください。

「1. 趣旨」としまして、今回の宣言の趣旨についてご説明いたします。

本市は、令和3年9月をピークに人口が減少に転じており、この人口減少に歯止めをかけ、一層の発展を図るため、人口減少対策事業の一環として、子どもや若者を地域全体で『はぐくむまちづくり』を推進していくという市の姿勢を宣言し、広く示すものとなります。

次に「2 宣言文の策定方針」といたしまして、宣言文の策定に係る基本的な考え方についてご説明いたします。

この宣言につきましては、令和5年12月22日の閣議決定された『こども大綱』が目指す「こどもまんなか社会」を踏まえ、どのようなまちをつくっていく必要があるかを整理しつつ、清須らしきが残る形を宣言文の理想として策定を進めております。

また、『こども大綱』において、「こどもの意見を聞き、反映する」ということが基本的な方針の1つに示されております。そこで、清須市立小学校及び中学校に在籍する児童、生徒へ実施したアンケートの結果を踏まえ、策定することとしました。

アンケート結果については、資料の「3 児童生徒アンケート」の(4)をご覧ください。一つ目の質問で「こんなまちで育ちたい」、「こんなまちで毎日を生活したい」と思うまちに最もあてはまるものということで、「心も体も元気よく成長できるまち」、「笑顔が溢れるまち」、「夢や希望を持つことができるまち」、「周囲の人や地域の人みんなで支え合うまち」の4つから選択をしてもらいました。

二つ目の質問で、「最初の質問の4つのまち以外で、自分が育つ、生活するなら、「こんなまちがいいな」と思うまちがあれば、教えてください。」ということで、自由に記載してもらいました。

結果は、表及び円グラフのとおり、おおよそ4分の1ずつとなり、どのまちも、子どもたちが育ちたい、毎日を過ごしたいと思う必要な要素があることが分かりました。資料右側の上になりますか、設問2の自由記載の意見についても、設問1の4つの選択枠に近い意見が多く目立っていました。

「4 宣言文」について、ご覧ください。アンケート結果を踏まえ、設問1の4つの選択肢すべての内容が含まれる形で宣言文を作成しております。

それでは、宣言文を読み上げさせていただきます。

『清須子ども・はぐくみ宣言』

きみたちは、清須市の宝物です。清須市の今を、そして未来をつくっていく人たちだからです。その宝物であるきみたちが、もっと光輝けるよう、心も体も、ぐんぐん大きくなれるまちをつくりたい。それは、きみたちが好きなことをするために、なりたいものになるために、のびのびと頑張れるまち、明日やあさってが楽しみになるような、笑顔いっぱいのもちです。

ときには、雨の日や、風の日も、あるかもしれません。でも、安心してください。たとえ、そんな日がやってきたとしても、きみたちがまっすぐ前を向いて歩いていけるよう、私たち大人が傘になりますから。

それが、清須にくらす大人の役割です。きみたちを、まちのみんなで育てていくことを約束し、ここに『清須こども・はぐくみ宣言』を行います。

議題1の説明は、以上となります。

次に議題2 市の機構改革についてです。資料2をご覧ください。

令和5年4月に「こども家庭庁」が創設されました。併せて児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月に全市町村において、子どもや子育て世帯を包括的に支援する拠点として、「こども家庭センター」の設置に務めることが義務付けられました。

より分かりやすく、効率的・機能的な子育て施策体制の整備を行うため、「こども家庭センター」の設置を軸に、子育て世帯への一元的な支援を目指し、組織機構改革を実施してまいります。

資料のとおり、現在の子育て支援課が、こども家庭課及び児童保育課の2つの課に分かれます。

こども家庭課には、新たに母子保健係を現在の健康推進課から業務を移管し、児童保育課では、児童福祉施設管理運営業務の中に、新たに幼稚園業務を学校教育課から移管します。それにより、市として目指しております、子育て世帯への一元的な支援に、より一層取り組んで参ります。

なお、幼稚園業務の事務移管に係る法的根拠についてですが、地方自治法第180条の7（事務の委任等）に基づき、「清須市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を令和6年4月1日施行で新規策定し、教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助機関である健康福祉部の職員により補助執行を行うものとします。

議題2の説明は、以上となります。

次に、議事3 病児保育事業についてです。資料3をご覧ください。

病児保育とは、お子さんが病気の回復期に至らない場合にあつて、医療機関での入院治療をする必要はないが、安静の確保が必要であり、集団保育を受けることが困難な児童の保育を行い、保護者の子育てと就労を支援するものです。

12月の審議会でも報告いたしました。既存病児保育事業所の閉鎖に伴い、新たな事業者と再開に向けて調整しております。現在、事業実施の意向がある新規事業者「病児保育はあとキッズ」に開設準備経費の補助及び委託を行う予定で、予算措置等を進めており、4月から開園できるように細かい調整を行っているところです。

「2 病児保育室の登録・利用人数」を見てみると、令和5年度は、コロナ禍前と同等の利用があり、令和6年度においても引き続き多くのニーズが見込まれると思われまます。

本市としても、病児保育は重要な施策であると認識していますので、今後は、新しい『病児保育はあとキッズ』と連携し、事業を進めていけるように努めていきたいと考えております。

議題3の説明は、以上となります。

次に、議題4 第3期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果についてです。資料4をご覧ください。

予定より遅れてではありますが、令和6年1月31日から2月22日にかけて、支援事業計画のニーズ調査としてアンケートを実施しました。

現時点での集計結果について、速報値をお伝えします。

今回のアンケートは、就学前児童世帯2,000世帯と小学生児童世帯1,000世帯を対象に実施いた

しまして、有効回答はそれぞれ就学前児童 42.3%、小学生 48.0%でした。居住地域ごとの回答者比率は、就学前児童では西枇杷島地区が 25.2%、清洲地区 34.4%、新川地区 22.7%、春日地区 12.4% となり、小学生児童共々、現在の小学生在籍児童数比率に近い値でした。世帯内児童数としては、2人きょうだいが最多となり、次いで1人が多い結果となっております。

現在集計を継続しているところではございますので、本日皆様のお手元にある別冊「調査結果報告書」は現時点で集計ができたものとなりまして、結果の分析結果等は、今後の審議会場で提示させていただき運びとなりますが、この場でいくつか結果についてご紹介させていただきます。

まず、前回の審議会においてご意見をいただいた、小学校始業前預かり事業についてです。こちらは資料への反映ができていないため、口頭にて失礼いたします。小学生児童のアンケートにおいて、「学校の始業前に子どもを預けたいと思いますか。」と質問したところ、「預けたいと思う。」が 8.4%、「思わない。」が 89.1%となり、預けたい方の中では 47.5%の方が「7時半から預けたい。」という結果でした。

続いて、次年度以降も検討進めていく保育園民営化についてのご意見です。

別冊の調査結果報告書の 31 ページをご覧ください。今回の調査では、ニーズ量調査に併せて公立保育園の民営化に関する保護者の皆様の考えを聞かせていただきました。結果、全体の 4 割超の保護者様が、民間保育施設のサービスに期待するとの回答でした。

現在検討を進めている公立保育園の民営化について需要が可視化された形であるととらえております。他方で、公立保育園によるサービスの質の維持も求められていることから、令和 6 年度に第 3 期計画を策定する際にはこのバランスについて留意しつつ、第 2 期同様、認定こども園民営化を盛り込むことを検討していきたいと考えています。

その他の質問についても集計・分析を進め、改めて令和 6 年度の審議会でご提示させていただく予定です。

令和 6 年度では、関係団体の皆様へのヒアリングやワークショップ等も実施しながら、様々なご意見やご要望を聞かせていただくのと併せて、現在の第 2 期計画の検討等を行います。そして、骨子案の検討、素案の作成及び検討を経て、素案のパブリックコメントを行います。最終的に、それらを元に令和 6 年度末までに第 3 期計画策定をしていく予定です。

審議会は、令和 6 年度では 5 回開催を予定しておりますので、今後も継続していただける委員の皆様方におかれましては、引き続きご協力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議題 4 の説明は、以上になります。

次に、5 認定こども園の定員についてです。資料 5 をご覧ください。

令和 4 年度により増築工事を行ってきたゆめもりこどもえんについて、資料の写真にありますように、令和 5 年 1 2 月に園舎の工事がほぼ完了し、予定どおり令和 6 年 4 月から増築部分を供用開始していく予定です。

定員変更についてですが、施設の規模において民間事業者との協議により認可定員を 220 人とし、当初の予定より 20 人かさ増しして設定してあります。実際の保育士の配置などから当初予定のとおり令和 6 年度は、利用定員を 185 人とし、開始する予定です。実際の利用者は、令和 6 年 2 月現在で、1 号の幼稚園部分は 60 人、2 号 3 号の保育部分は 102 人です。

今後についても、保育ニーズを踏まえ、毎年度利用定員の調整を行っていきます。

説明は以上となります。

一括で説明をさせていただきましたが、ご意見等よろしく申し上げます。

#### ○ 時田会長

ありがとうございます。ただ今、事務局より議題1から5まで説明をいただきました。

何かご意見、ご質問がありましたら、議題1から議題5まで順番に挙手でお願いします。まず初めに、議題1の「(仮称)こども・はぐくみ宣言」についてご質問等あれば、挙手でお願いしたいと思います。

「特になし」

議題1について、よろしいですか。

続いて、議題2の市の機構改革についてご意見ございますか。

「特になし」

では、次に議題3の病児保育事業について、ご質問があれば、お願いします。よろしいですか。

「特になし」

では、次に議題4 第3期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果について、ご質問があれば、お願いします。

「特になし」

ないようですので、次に議題5 認定こども園の定員について、何かご質問がございますか。

「特になし」

よろしいですか。なければこれでご質問等を終わりとさせていただきます。

#### 4 その他

#### ○ 時田会長

それでは次に次第の4 その他に移りたいと思います。

事務局から何かご報告がありましたらお願いをいたします。

#### ● 事務局

それでは、その他のところですが、資料6の次年度事業等について、児童福祉関係での変更・新

規を説明させていただきます。子育て支援課児童家庭係 幸村と申します。

では資料6をご覧くださいまして、まず、子ども食堂の助成についてお話をさせていただきます。

子ども食堂とは、簡単に説明をいたしますと、地域のボランティアなどが子どもたちに対し、無償もしくは安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みのことを言います。

本市では、子ども食堂へ平成30年から助成を開始いたしました。過去3年以上執行がないこと、また、子ども食堂の団体が継続的に活動を維持していけるようにするため、助成内容を見直すことにしました。

まず、立ち上げ時の助成についてですが、愛知県にも立ち上げの支援があるため、撤廃をしました。そして、継続的な支援については、今までは団体のボランティアさんたちが加入する保険料に対し、継続して3年間、1年で上限2万5千円を助成するというものを行っておりましたが、団体が継続して子ども食堂を運営できるよう、助成する期限を撤廃し、対象経費も保険料以外に、食材や消耗品費など、年間上限4万円を助成することといたしました。

次の2、改正児童福祉法による変更などについてです。

(1) こども家庭センターの設置についてです。

国は、令和4年6月に児童福祉法を改正し、その改正内容を令和6年4月から施行することとされていますが、その中の一つに、こども家庭センター設置の努力義務があります。その背景には、「子ども家庭総合支援拠点」と、「母子保健の子育て世代包括支援センター」、両機関の支援をする対象が同じにもかかわらず、組織が別であったために、連携・協働に職員の負担がかかったり、情報共有がなされにくい等の課題があったため、この2つの機関を組織として一体的に運営することにより、母子保健と児童福祉両部門での相談支援体制の強化を図ることとなりました。

先ほどの説明での「子ども家庭総合支援拠点」は、現在、子育て支援課児童家庭係内に設置され、また、「母子保健の子育て世代包括センター」は現在の健康推進課母子保健係内に設置されています。機構改革で、令和6年4月から新しく課ができることを説明させていただきましたが、その新しい課である（仮称）こども家庭課において、「子ども家庭総合支援拠点」と、「母子保健の子育て世代包括支援センター」を統合させた、「こども家庭センター」を設置いたします。

こども家庭センターの業務内容は、主に相談業務となりますが、今まで健康推進課と子育て支援課、それぞれで支援していたことが、こども家庭センターにおいて、密に連携・情報共有を図りながら、支援することができるようになります。また、6年度からは、要保護児童や要支援児童、特定妊婦等へのサポートプランの作成が必須となりますが、これは一方的に職員が作成し、対象者に渡すものではなく、支援対象者と職員が一緒に考えて作成し、対象者本人に提示していくものになります。

次の(2) 家庭支援事業についてです。

この家庭支援事業も児童福祉法が改正され、新しく追加された事業となり、市は6年度から子育て世帯訪問支援事業と親子関係形成支援事業を行います。これらは、先ほどのサポートプランにて、支援が必要とされた人を対象に実施していきます。

1の子育て世帯訪問支援事業は、ヘルパーが自宅へ訪問し、主に家事支援を行い、養育の環境を整えていきます。保護者や子どもに障害等がある場合、自立支援等のヘルパーの訪問が可能ですが、そういったサービスが対象とならない家庭、例えばヤングケアラー等が主な対象になると考えております。

2の親子関係形成支援事業は、親子間における適切な関係性の構築を図り、良い親子間の形成に



向けた支援をしていくため、臨床心理士や保健師等が、講義や対象者同士のグループワーク、ロールプレイ等を行い、実施していきます。

以上で議事4 その他の説明を終わります。

○ **時田会長**

はい。ただいま事務局から、報告をいただきました。内容について、何かご質問がございましたら、挙手をお願いをいたします。

○ **委員**

こども食堂ですが、年間12回以上行う予定と書いてあります。経験から言いますと、夏休みとかそういう長い休みなどの給食がないようなときに、集めていただくとありがたいのですが、具体的にどのぐらいのところでやるかというのは決まっているのでしょうか。

● **事務局**

年間12回以上であれば、例えば8月に2回やっていただいてもそれは構わないとしております。

○ **委員**

個人的には少ない。もっと多ければ多いほうがいいと思います。例えば学校でしたら、給食があるときはいろいろ工夫して食べさせることができているのですが、給食がないときは本当に食べられない子も本当に出るかもわかりませんので、本当に具体的にそういうところへ集中して作っていただければありがたいです。もっと回数を多く活動を行って頂けるとありがたいです。

● **事務局**

ありがとうございます。12回以上としているのは、12回やっちはいけないというわけではなく、別に16回でも20回でも、団体さんが活動していただけるのであればやっていただければと思います。ただ、いたずらに回数を多くしてしまいますと、こちら助成ができない可能性が出てしまうので、愛知県のこども食堂の助成が12回以上としてありますので、本市も12回以上とさせていただきます。

● **加藤部長**

こども食堂の件で、少し補足をさせていただきたいと思います。

現状をお知らせさせていただきますと、食事の提供をされているところは、2箇所おこなって頂いています。私どもとしては、この補助制度をさせていただきまして、少しでも多くのこども食堂ができるような形を考えておりますので、立ち上げができるよう補助をさせていただきます。立ち上げをするに当たりまして、ただある程度回数を決めるのが条件となっておりますので、そういう意味ではこの12回になりますので、今太田委員が言われたように、確かに夏休み、特に長期間の休みに、ご希望があるかと思いますが、基本的に年間を通じて、子どもたちが、居場所づくりができるような形を考えておりますのでそういうところでちょっとご理解をいただけたらなというふうに思っております。以上でございます。

○ **時田会長**

現在清須市では、2団体が活動をおこなっていますが、補助制度を受ける団体がないということですね。

● **加藤部長**

今のところは、市の独自の制度を利用されているところはありません。

団体の立ち上げ時ですが、先ほどちょっとお話をさせていただいたように、県の補助制度がありましたが、お声をかけさせてはいただいておりますが、ご利用がなかったというのが実績でございます。以上でございます。

○ **時田会長**

よろしいでしょうか。

○ **委員**

はい。

○ **委員**

今、ご説明いただいた新規の事業ということで、家庭支援事業の中の子育て世帯訪問支援事業と、あと親子関係形成支援事業、非常に素晴らしいことだなと思いますし、ぜひ実行力のある事業にしていただけるといいと思います。例えばそういうニーズを、窓口などで情報の取り方と、そこから実際支援事業に実行する連携とか例えば「ヤングケアラー等」って書いてありますが、どこの誰がヤングケアラーなのか、その後どうしたらいいのか、誰が動くのか。実際、実行力を伴わないと作っただけになってしまうのももったいないので、今のプランをちょっとお聞かせ願えると助かります。

● **事務局**

こちらの家庭支援事業については、要保護児童とか要支援事業といまして、要対協で管理している子たちを対象とします。そちらを、すべてにサポートするプランを立てなさいと国は、児童福祉法で定めています。そのサポートプランの中で、この子には何が必要かというところで、親御さんと一緒に検討して、プランを立てて必要な家庭に支援をしていこうというふうに考えております。要対協で管理している子以外にも、例えば窓口相談にみえた場合とかも、サポートプランをたてさせていただきますまして、必要があれば支援につなげていこうと思っております。

○ **委員**

相談に来庁する親御さんや本人が、例えばなかなか表に出づら問題は、情報を吸い上げる子育ての現場の方（保育園や幼稚園）や学校教育（小学校や中学校）で、ヤングケアラーなど親子関係の形成について悩んでいる、子ども本人から言いつら問題であると報道で見たりします。そこが、いちばん問題と思っています。ぜひ、小さなお子さんやこどもから何かアクションができるような、周知も必要なのかというふうに個人的に思いますので、検討してみてください。

● **事務局**

ありがとうございました。

○ **時田会長**

その他よろしいですか。

○ **委員**

先ほどの子ども食堂の件で、また話は戻ってしまうのですが、ちょっと私自身も今年度、子ども食堂にフードバンク愛知さんから、あおぞら子ども食堂さんに運搬をするという、お仕事というかボランティアをしました。実際には、スタッフさんがいないのです。

この補助金の金額は、私自身もボランティアでやっていて、空いた時間にフードバンク会社さんから、そこのあおぞら子ども食堂さんに運ぶだけのボランティアです。すごい量の食材で、女性の館長さんが居たり居なかったりで、私1人でそれをおろす、というのが実際のボランティアです。食事を作るスタッフさんも、ボランティアだと思います。この補助金があることを知らなかった。実際には、調理する方など続かないと思うんです。子ども食堂さんでも、スタッフさんが続かなくて、運営がなりたない。館長自体が、いつも忙しい状態で、ほとんど睡眠もできてないっていうのを、実際目にしました。調理するスタッフさんにも、多少なりとも入る金額あると続くと思います。

夏休みを運営したい。実際、運営すれば、本当にいいと思いますが、運営したくてもできない状態だっていうのをリアルに目にしまして、私自身も運搬を月に1回2回ボランティアをやりましたが、重労働だったので私自身も自分の仕事があるので、続かなかったです。もう少し、子ども食堂さんに入り込んで運営の仕方などもサポートできるといいのかなって、運営する側のケアもしてあげると、いいとわたしは思いました。

○ **時田会長**

基本的に、この仕事はみんなボランティアです。

○ **委員**

そうですね。

○ **時田会長**

子ども食堂を立ち上げる内容としては、運営面と人員とそれを整えてから申請に行くわけです。保健所の申請も必要でして、それらすべて整えて申請に行くという話で、基本的にはみんなボランティアさんです。食材なんかもある程度、企業とか農家さんとか、食材を提供していただくように支援を受けながら運営をしていくというのが本来の姿です。ぜひ、県社協でも事業の補助金もあるし、今は、市の補助金もできたっていう話ですので、その辺でももう少し子ども食堂に対する支援ができるかが基本であって、もともと運営費を完全に補助金を賄うということではないので、その辺のところは少し我慢していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

● **加藤部長**

ありがとうございます。

今、会長の方から言っていただきました。あくまでも団体の方に補助するものではなく、あくまで立ち上げがしやすいような補助制度です。

いちばんの課題は、子ども食堂をどうやって継続をしていくか、立ち上げられてもなかなか協力いただける方が少ないとか、資金面での問題とかと思います。

そういう方々がいろいろ工夫をされて、活動されているかと思いますが、参考にさせていただくような形をお願いできたらなと思っております。市としても、少額かもしれませんが、補助をおこなっているというところをご理解いただけたらなと思っております。以上でございます。

○ **時田会長**

有料で運営しているところもあります。少し料金を取っていたり、子どもだけじゃなく高齢者も入れてやるとところもあります。それぞれやり方を工夫していると思います。

その他、よろしいですか。

○ **委員**

何度もすみません。

今の子ども食堂の件ですが、民間、企業が行うってということに対して補助もできますか。

● **事務局**

営利とかでなければ、子ども食堂としてやっていただけるのであれば対象です。

○ **委員**

今は、あくまでボランティアっていう前提ということだと思うのですが、やっぱりいろいろと聞いていくと場所も回数も少ないかなあというところを、市内の大きな企業さんがあります。いま、地域協働とか地域に対するいろんな還元という部分で非常に力を入れてらっしゃる会社さんは多いと聞きます。清須市ちょっと子ども食堂が足りてないっていうところを、正直にアピールし、企業さんに協力を呼びかけなど、働きかけをしていただくのもいいと思います。

例えば、場所を貸していただける、食材を提供してもらう、人を貸しただけだけでも、協働の第一歩になると思うので、その企業さんも巻き込んでいくっていうのもちょっと大事ななというふうに思いました。

○ **時田会長**

その他、よろしかったですか。

先生お願いします。

○ **委員**

詳細な説明ありがとうございます。

素朴な疑問を教えてくださいたいです。病児保育事業についてなんですけど、ニーズ調査の中で、別冊24ページになりますが、「利用したいとは思わない」という回答が、小学生8割、就学前7

割になります。「利用したいとは思わない」という、お父さんお母さんが8割、7割いらっしゃる。病気のときの対応方法が「父親・母親が休んだ」ということですね。

病児病後児保育は利用している人が0.2%と非常に少ないです。望ましい事業形態として、やはりその医療機関と併設されているところが希望されるのは、他の市町でも多いですので、当然の結果として出ております。新規事業に関しましても今までのファミリークリニックと同様次年度以降の新規事業者も、クリニックの関係で、ニーズを満たしていて、過去も、ニーズを満たしているにもかかわらず8割が「利用したいとは思わない。」として、親が休みをとるということは育休の推進ということも含めて清須市の方向性なのか、それとも何らかのその8割利用したいとは思わないというところで何か理由があるのでしょうか。

### ● 加藤部長

ありがとうございます。確かにこのアンケート結果では、8割がそんなに「利用したいと思わない」ということですが、先生からお話がありましたように、有給休暇の取得などとれる制度の確率かと思います。子どもが熱あったりするときに、親御さんとしては子どもを置いて仕事いくことに後ろ髪を引かれるというおもいなどのことで、このアンケート結果となったかと思います。しかし、本市としてはやはり重要な施策として、考えておりますので引き続き進めていきます。以上でございます。

### ○ 会長

ありがとうございます。その他はよろしいですか。

それでは、ご質問がなければ、これで終わりたいと思いますが、よろしいですか。

「特になし」

### ○ 時田会長

それでは、これで本日の議題については、すべて終了とさせていただきます。

皆様方のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局にマイクをお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

### ● 事務局

本日は、委員のみなさまから貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただきましたご意見を参考にしながら、令和6年度事業を適切に進めて参りたいと思っております。

また、議題にあげさせていただきました、4月からの機構改革による新しい組織体制や『清須子ども・はぐくみ宣言』についてですが、こちらの議題について特に意見はなかったものですから、皆さんにご賛同いただけたと思っております。ありがとうございます。

こちらの方の宣言を、令和6年度に行いまして、少しでも、子どもたちや子育てをしている市民の皆さんを応援していけるよう取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは本日はお忙しい中、第3回子ども・子育て審議会へご出席いただき誠にありがとうございました。  
お疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。

上記のとおり会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年 3月15日

委員 林 恵子

令和6年 3月15日

委員 太田 良治